



みんなでD.L.Aを創る会 規約

(名称)

第1条 この会は「みんなでD.L.Aを創る会」(以下、「本会」という)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は岸和田市箕土路町2丁目20-7に置き事務局員を若干名配属する。

(目的)

第3条 本会の理念に賛同し、会員相互間の親睦と事業展開における発展向上のための交流を図り、適正利潤の追求と地域への貢献を目的とする。

(会員の種類)

第4条 本会の会員は次の通りとする。

- 1 正会員…本会の目的に賛同し、入会登録を行った者とする。但し、入会条件として第7条における会長及び顧問の役員との面接を条件とする。
- 2 賛助会員…本会の事業を賛助するために入会登録を行った者とする。但し、前項の条件を必要とする。
- 3 特別会員…本会における事業の発展を寄与するために入会登録を行った者とする。

(活動内容)

第5条 本会は第3条の目的を達成するために次の各号に該当する活動を実施する。

- 1 親睦を図るための定例会の実施(年6回以上)
- 2 異業種交流会の実施
- 3 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(入会)

第6条 1 会員として入会しようとするものは、入会申込書を事務局に提出し第7条における会長及び顧問の承認を得るものとする。
2 第5条の活動に参加する場合、必ず会員バッジを付けることとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長1名
- 2 顧問1名
- 3 相談役2名
- 4 副会長2名
- 5 その他必要と認められた役員若干名

(会費)

第8条 1 会費は原則として不要とするが、事務手数料として入会時のみ1万円を徴収し、いかなる場合も返金はしないものとする。
(但し、年6回以上実施する定例会に係る費用は実費負担)
2 正会員及び賛助会員による本会への寄付行為は拒まないものとする。
3 その他、必要とする場合の費用の負担

(退会)

第9条 1 会員は退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。
2 会員が次の各号のいずれかに該当する時は退会したものとする。
①本人が死亡したとき
②本会に著しく損害や迷惑行為等に値すると看做されたとき
③その他、退会理由が認められた時

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

【附則】この規約は令和3年7月1日から施行する。

【附則】令和4年1月1日 改定。

【附則】令和5年1月1日 改定。